
平成 25 年度上半期の協会員に対する監査結果について

日証協 平成 25 年 10 月 15 日

本協会では、平成 25 年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめ、平成 25 年 10 月 15 日に開催された自主規制会議に報告した。

協会員に対する監査結果は、以下のとおりである。

平成 25 年度上半期の協会員に対する監査結果について

平成 25 年 10 月

日本証券業協会

1. 概要

(1) 監査実施数

平成 25 年度上半期に監査を実施した会社数は、会員 44 社、特別会員 29 機関。（監査結果を通知した会社数は、会員 39 社、特別会員 28 機関。）

(2) 平成 25 年度監査の重点事項

- ① 投資者保護の観点から適合性の原則の遵守状況、金融商品の説明及び勧誘状況の点検
- ② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の充実・強化を一層推進する観点からその整備・強化の状況の点検
について重点的に実施。

(3) 監査の指摘状況

- ① 会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 7 社で 24 年度上半期の 10 社に比べ 3 社減少。
- ② 特別会員では、法令・諸規則違反等で指摘をした会社数は 3 機関で 24 年度上半期の 2 機関に比べ 1 機関増加。

(4) 指摘内容

協会員に対する主な指摘事項は以下のとおり。

- ① 会員
 - ・ 個人情報の管理に係る不備（法令違反）
個人データ管理台帳を更新しておらず、持出し記録も作成していないなど、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じていないと認められた事例。
 - ・ 不公正取引防止のための売買管理体制に係る不備（規則違反）
公表された重要事実等に関連して不公正取引が行われていないかどうかを確認するための審査を行っていないなど、売買管理体制に問題が認められた事例。

② 特別会員

- ・ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備（規則違反）

役職員における有価証券の売買等に関する管理において、法令で禁止されている投機的利益の追及を目的とした取引等を把握するための手続きを定めていなかった事例。

2. 監査実施状況

監査着手日ベース（平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月に監査を着手）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	25 年度上半期	24 年度上半期	25 年度上半期	24 年度上半期
監査実施会社数	44 社 (注 1)	41 社	29 機関 (注 2)	26 機関
1 社平均の監査日数	5.1 日	6.1 日	5.4 日	5.2 日
(1 社あたりの監査日数)	(3～18 日)	(3～13 日)	(4～10 日)	(5～7 日)
1 社平均の監査人員	4.0 人	4.8 人	4.0 人	3.9 人
(1 社あたりの監査人員)	(3～13 人)	(3～13 人)	(3～7 人)	(3～6 人)

(注 1) 内訳は、証券取引所との合同検査 12 社、本協会単独の監査 32 社。

(注 2) 内訳は、都市銀行 4 機関、地方銀行 13 機関、第二地銀協地銀 4 機関、信用金庫 5 機関、
その他 3 機関。

3. 監査結果の概要

結果通知日ベース（平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月に結果通知を交付）

	会員（証券会社）		特別会員（登録金融機関）	
	25 年度上半期	24 年度上半期	25 年度上半期	24 年度上半期
法令・諸規則違反等を指摘した会社数	7 社	10 社	3 機関	2 機関
法令・諸規則違反等が認められなかった会社数	32 社	26 社	25 機関	19 機関
計	39 社	36 社	28 機関	21 機関

以上